

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料 最大 3.85% (税込)

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3% (税込) のファンドをご購入される場合

(例 1) 口数指定で購入する場合 (円貨決済)

購入価額 10,000 円 (1 万口あたり) で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料 (税込) = $10,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 万口} \div 10,000 \text{ 口} \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円}$ となり、合計 1,033,000 円 (税込) お支払いいただくことになります。

(例 2) 口数指定で購入する場合 (外貨決済)

購入価額 10 米ドル (1 口あたり) で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料 (税込) = $10 \text{ 米ドル} \times 1 \text{ 万口} \div 1 \text{ 口} \times 3.3\% = 3,300 \text{ 米ドル}$ となり、合計 103,300 米ドル (税込) お支払いいただくことになります。

(例 3) 金額指定で購入する場合 ([]内は外貨決済を選択した場合の例)

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料 (税込) をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額 (税込) は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 13,195,101,821 円※
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー
ムからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口 ： お客様ダイヤル

電話番号 ： 固定電話 0120-846-365（無料）

： 携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以 上

（2024年3月）

KTM_TOUSHIN_2.2

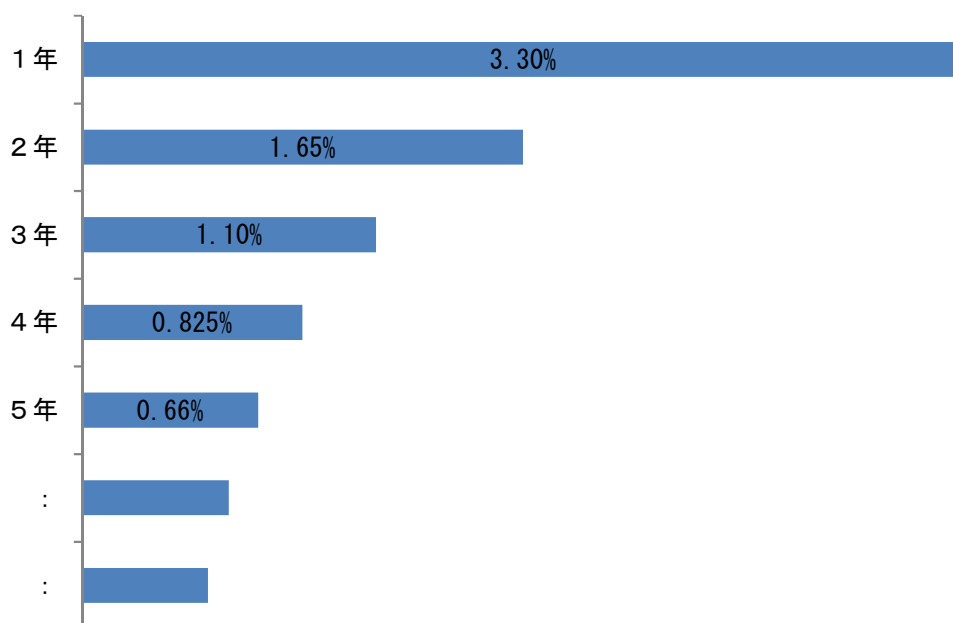
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたり負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021年8月）



使用開始日 **2024.6.26.**

投資信託説明書 (交付目論見書)

りそなターゲット・イヤー・ファンド2060

追加型投信／内外／資産複合

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、右記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います。]

りそなアセットマネジメント 株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第2858号
設立年月日 2015年8月3日
資本金 10億円(2024年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆8,153億円
(2024年3月末現在)

照会先: りそなアセットマネジメント株式会社

お問い合わせ: **0120-223351**
(営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ: <https://www.resona-am.co.jp/>

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います。]

株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

この目論見書により行う「りそなターゲット・イヤー・ファンド2060」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年6月25日に関東財務局長に提出しており、2024年6月26日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

●ファンドについては、正式名称ではなく、以下の略称を使用することがあります。

ファンドの名称	略称
りそなターゲット・イヤー・ファンド2060	ターゲット2060

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (注))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	為替ヘッジあり (部分ヘッジ)

(注)投資信託証券(資産複合(債券、株式、不動産投信)資産配分変更型)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 国内、先進国および新興国の債券・株式ならびに国内および先進国の不動産投資信託証券(リート)を実質的な投資対象資産とします。

- 以下のマザーファンドを通じて投資対象資産への分散投資を行います。
- 各マザーファンドは、以下の対象指数(インデックス)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

投資対象資産*1	マザーファンド	インデックス*2
国内債券	RM国内債券マザーファンド	NOMURA-BPI総合
先進国債券	RM先進国債券マザーファンド (為替ヘッジあり)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)
	RM先進国債券マザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債券	RM新興国債券マザーファンド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)
国内株式	RM国内株式マザーファンド	東証株価指数(TOPIX、配当込み)
先進国株式	RM先進国株式マザーファンド	MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)
新興国株式	RM新興国株式マザーファンド	MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)
国内リート	RM国内リートマザーファンド	東証REIT指数(配当込み)
先進国リート	RM先進国リートマザーファンド	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

*1 2024年3月時点における投資対象であり、将来の市場環境および市場構造の変化等によっては、一部のマザーファンドへの投資割合がゼロとなる場合や、新たに投資対象を追加する場合があります。

*2 各インデックスについては、「インデックスの著作権等について」をご参照ください。

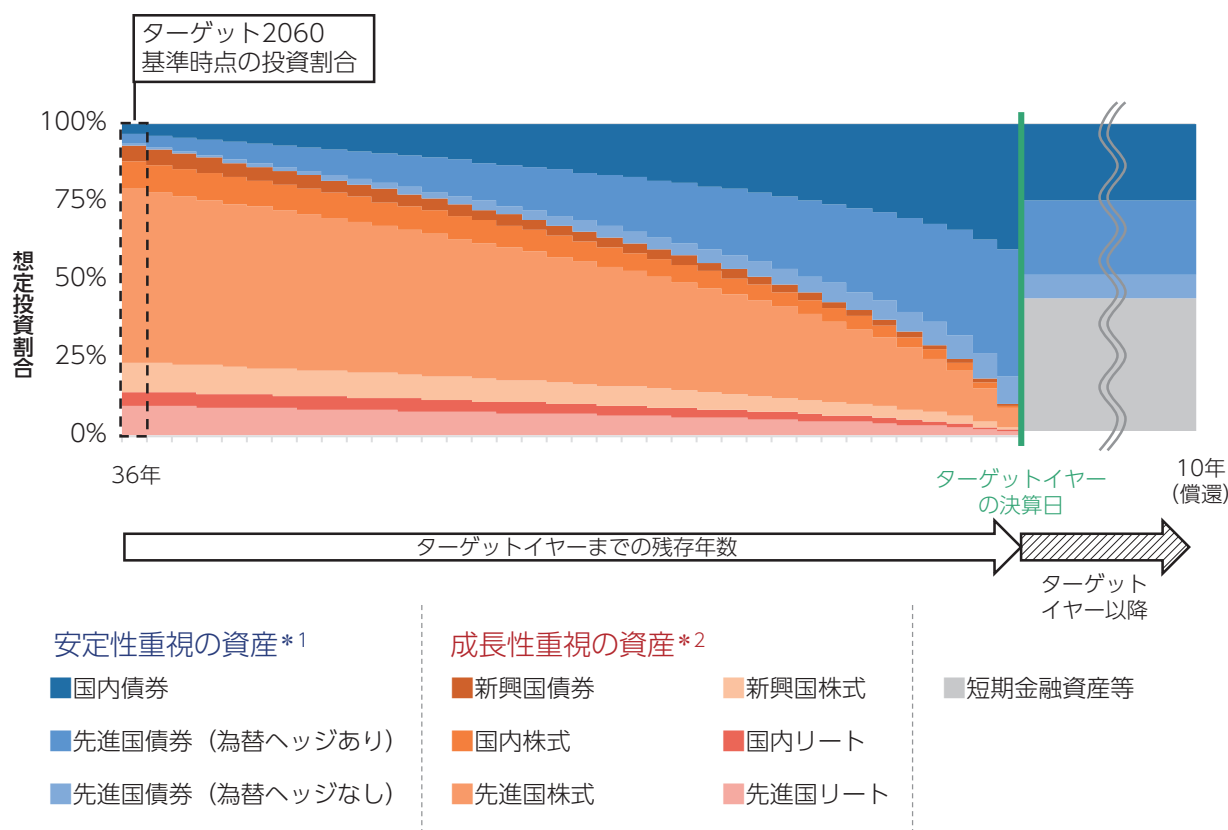
ファンドの目的・特色

2 当ファンドは、2060年をターゲットイヤー*とし、ターゲットイヤーまでの残存年数に応じて各投資対象資産への投資割合(基本的資産配分)を段階的に変更します。

- ターゲットイヤーまでの残存年数が長いほど資産の成長性や値上がり益の獲得を重視し、ターゲットイヤーまでの残存年数が短いほど資産の安定性を重視した運用を行います。
- ターゲットイヤーにおける決算日の翌営業日以降は、国内および先進国の債券ならびに短期金融資産等への分散投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

*ターゲットイヤーとは、各々の投資者・受益者が想定する退職などのライフイベントの到来時期を意味します。

◆2024年3月時点(基準時点)の投資割合と将来の想定投資割合



*1:安定性重視の資産とは、国内債券、先進国債券(為替ヘッジあり)および先進国債券(為替ヘッジなし)の組み合わせにより構成したポートフォリオを示しています。

*2:成長性重視の資産とは、国内、先進国および新興国の株式、新興国の債券、ならびに国内および先進国のリートの組み合わせにより構成したポートフォリオを示しています。

※将来の投資割合は、基準時点における想定であり、実際に上記の運用を行うことを保証するものではありません。

※投資割合は、ターゲットイヤーにおける決算日までの期間中、国内外の経済・市場環境を対象とした調査・分析結果に基づき、原則として年1回見直します。

ファンドの目的・特色

◆ターゲットイヤーまでの残存年数と想定投資割合

	ターゲットイヤーまでの残存年数							ターゲット イヤー以降
	35年	30年	25年	20年	15年	10年	5年	
国内債券	4%	7%	10%	14%	18%	23%	30%	24%
先進国債券 (為替ヘッジあり)	4%	7%	10%	14%	18%	23%	30%	24%
先進国債券 (為替ヘッジなし)	1%	2%	2%	3%	4%	5%	7%	7%
新興国債券	5%	4%	4%	3%	3%	2%	2%	0%
国内株式	9%	8%	8%	7%	6%	5%	3%	0%
先進国株式	55%	51%	46%	41%	36%	29%	20%	0%
新興国株式	9%	8%	8%	7%	6%	5%	3%	0%
国内リート	5%	4%	4%	3%	3%	2%	2%	0%
先進国リート	9%	8%	8%	7%	6%	5%	3%	0%
短期金融資産等	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	44%

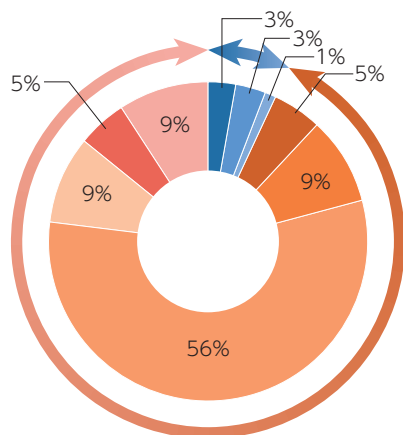
※上記投資割合は、基準時点における想定であり、実際に上記の運用を行うことを保証するものではありません。

※投資割合は、ターゲットイヤーにおける決算日までの期間中、国内外の経済・市場環境を対象とした調査・分析結果に基づき、原則として年1回見直します。

※上記投資割合は、四捨五入の都合により合計が100%とならない場合があります。

ファンドの目的・特色

◆投資割合(2024年3月時点)



安定性重視の資産

- 国内債券
- 先進国債券（為替ヘッジあり）
- 先進国債券（為替ヘッジなし）

成長性重視の資産

- 新興国債券
- 国内株式
- 先進国株式
- 新興国株式
- 国内リート
- 先進国リート

※投資割合は、ターゲットイヤーにおける決算日までの期間中、国内外の経済・市場環境を対象とした調査・分析結果に基づき、原則として年1回見直します。

※右記の投資割合は、四捨五入の都合により合計が100%とならない場合があります。

※保有する有価証券等の価格変動の影響を受けることなどにより、実際の投資割合は右記の数値から乖離する場合があります。

3 実質組入外貨建資産の一部について、対円での為替ヘッジを行います。

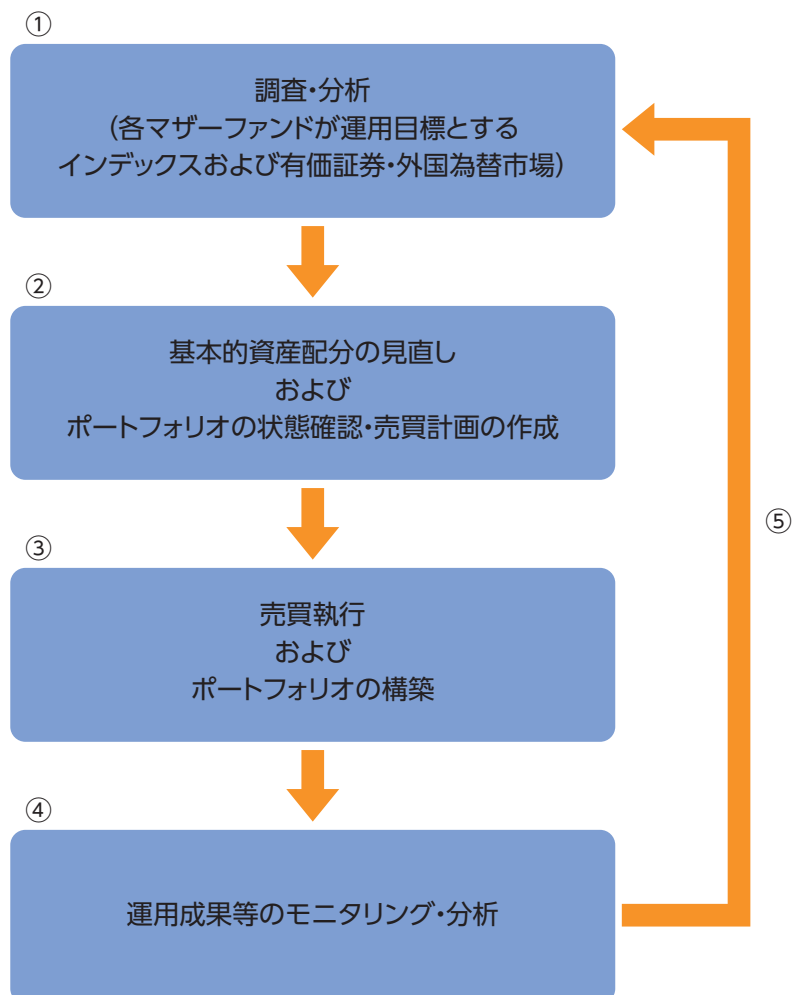
- ファンドが外貨建資産として組み入れるRM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)において為替ヘッジを行います。

4 購入時手数料のないノーロード型のファンドです。

- 換金時手数料、信託財産留保額もかかりません。

ファンドの目的・特色

運用プロセスのイメージ



- ①各マザーファンドが運用目標とするインデックスおよび投資対象となる有価証券・外国為替市場に関する調査・分析を行います。
- ②各種情報を基に、原則として年1回基本的資産配分の見直しを行い、また日常的にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じてマザーファンドの売買計画を作成します。
- ③売買執行(マザーファンドの売買)により、ポートフォリオを構築します。
- ④運用成果や基準価額の騰落要因等について、モニタリング・分析を行います。
- ⑤上記④の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

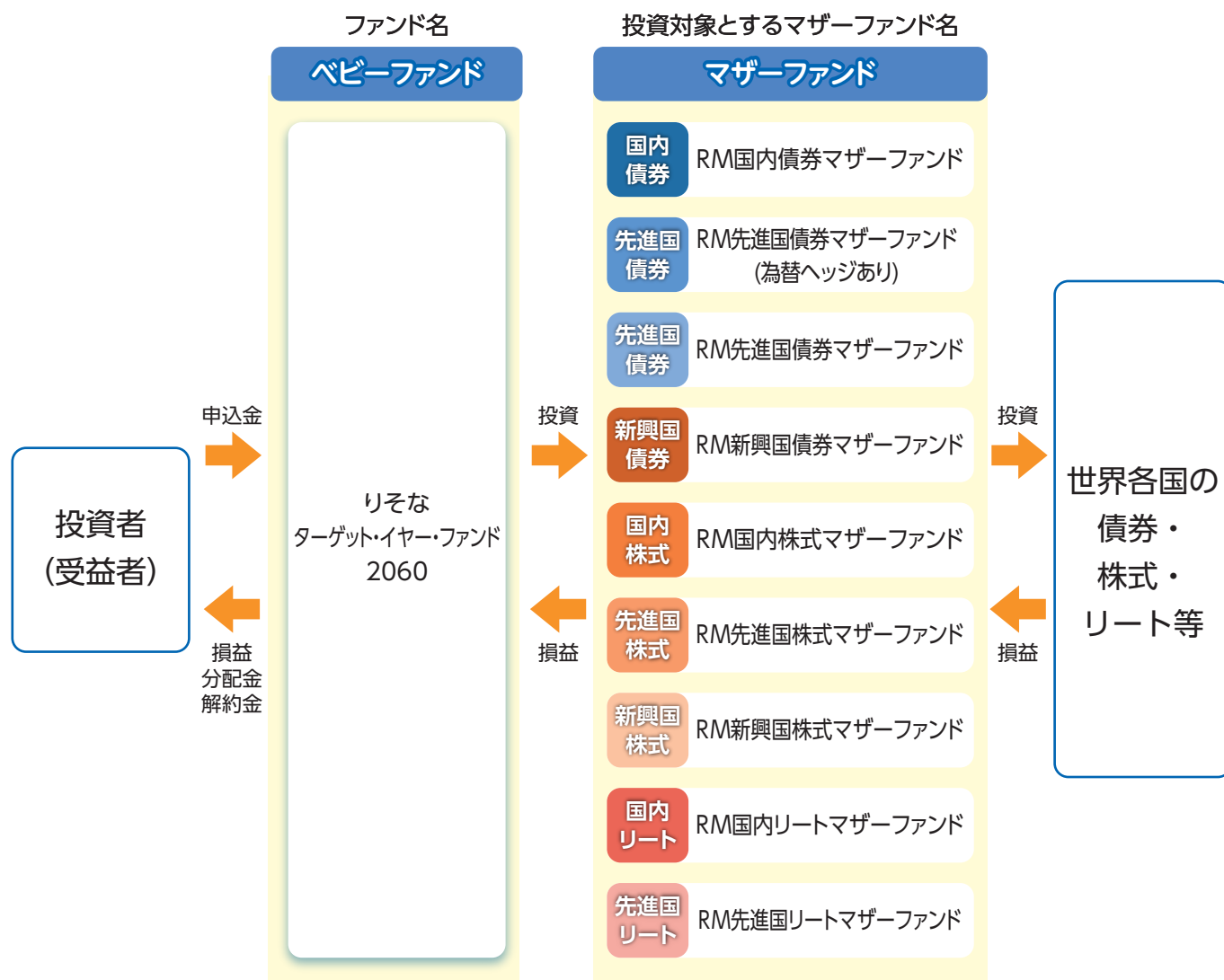
※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み

当ファンドは各マザーファンドを通じて世界各国の債券、株式およびリートなどに実質的に投資を行う、ファミリーファンド方式で運用を行います。



■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

ファンドの目的・特色

■ 配分方針

原則、毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益配分方針に基づいて分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ インデックスの著作権等について

● RM国内債券マザーファンド

「NOMURA-BPI総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

● RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

● RM先進国債券マザーファンド

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)」は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、米ドルベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

● RM新興国債券マザーファンド

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)」は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(J.P.Morgan Securities LLC)が算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数であり、指数に関する著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

● RM国内株式マザーファンド

「東証株価指数(TOPIX、配当込み)」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

● RM先進国株式マザーファンド

「MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

● RM新興国株式マザーファンド

「MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものであり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はMSCI Inc.に帰属します。

● RM国内リートマザーファンド

「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託(REIT)全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

● RM先進国リートマザーファンド

「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数であり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**

したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。**

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク	株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
	金利(債券価格)変動リスク	金利(債券価格)は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇(低下)した場合は値下がり(値上がり)します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。
	リートの価格変動リスク	リートの価格は、不動産市況(不動産価格、賃貸料等)、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
	為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。また当ファンドは原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの一部低減を図ることとしていますが、当該部分の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う通貨の短期金利より円短期金利が低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。
資産配分リスク		複数資産(国内・外の株式、債券、リート等)への投資を行うため、投資割合が高い資産の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。当ファンドは、ターゲットイヤーまでの残存年数に応じて段階的に資産の安定性を重視する運用へと資産配分を変更する手法を用いますが、経済環境の変化や市況動向の急変時などでは当手法が効果的に機能しない場合があります。
信用リスク		実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
流動性リスク		時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク		投資対象国・地域(特に新興国)において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

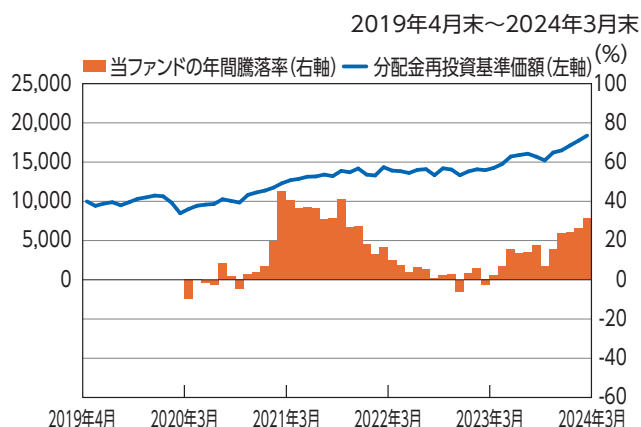
リスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令・主な投資制限等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的に運用評価委員会に報告します。

※上記体制は2024年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔参考情報〕

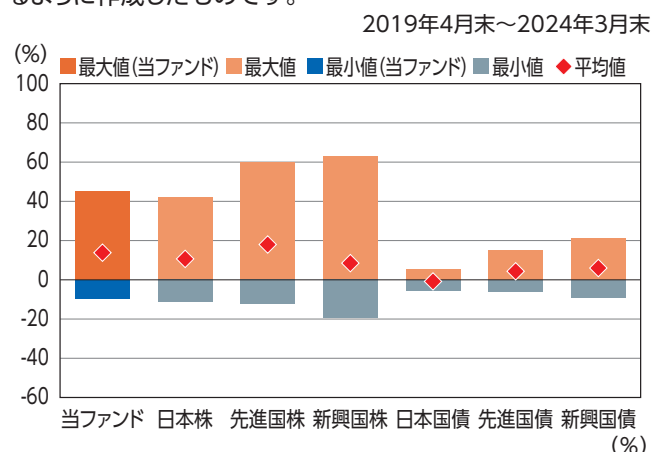
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
* 年間騰落率は、2020年4月から2024年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	45.2	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値	△9.7	△11.4	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	13.8	10.7	17.9	8.4	△0.8	4.3	5.9

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年4月から2024年3月の5年間(当ファンドは2020年4月から2024年3月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX、配当込み)

東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

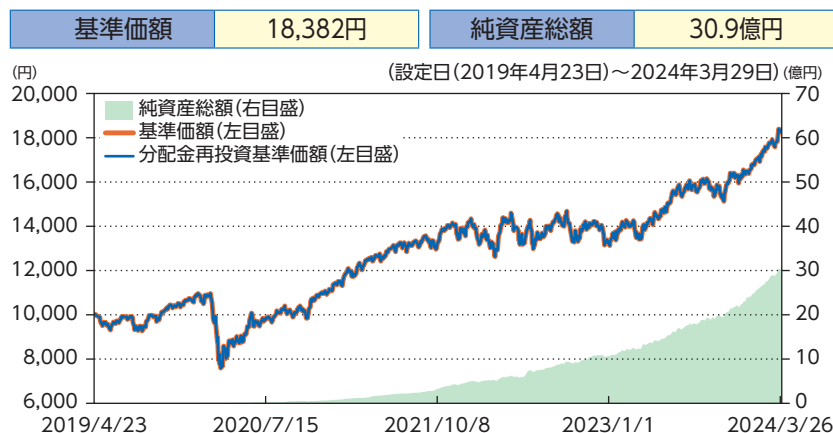
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

2024年3月29日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2020年3月25日	0円
2021年3月25日	0円
2022年3月25日	0円
2023年3月27日	0円
2024年3月25日	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■資産の組入比率

資産	比率(%)
RM国内債券マザーファンド	3.2
RM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)	3.2
RM先進国債券マザーファンド	0.7
RM新興国債券マザーファンド	4.6
RM国内株式マザーファンド	9.2
RM先進国株式マザーファンド	55.7
RM新興国株式マザーファンド	9.2
RM国内リートマザーファンド	4.5
RM先進国リートマザーファンド	9.5
現金等	0.3
合計	100.0

※比率はファンドの純資産総額に対する組入比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※現金等には未収・未払項目が含まれるためマイナスとなる場合があります。

■通貨別組入比率

通貨	比率(%)
米ドル	50.4
日本円	20.4
ユーロ	5.9
英ポンド	2.7
香港ドル	2.0
その他	18.5
合計	100.0

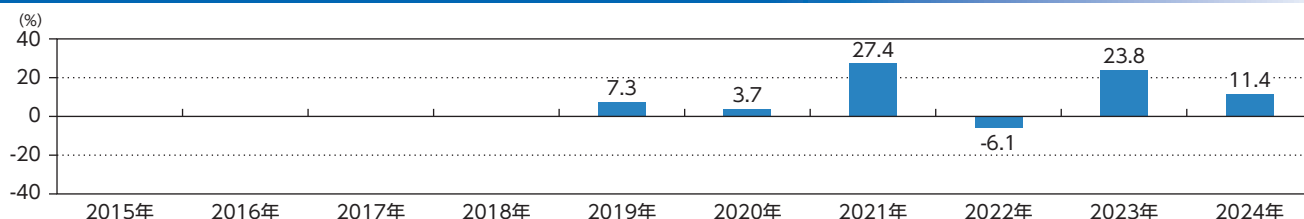
※比率はファンドの純資産総額に対する組入比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
※上記通貨別組入比率は、各マザーファンドが実質的に保有している株式・債券等の通貨を基準に算出しています。
※為替ヘッジをかけている外貨建資産については、日本円に含めています。

■各マザーファンドにおける組入上位銘柄

	国・地域	銘柄名	償還期限	比率(%)
国内債券	日本	第147回利付国債(5年)	2026/3/20	1.67
	日本	第153回利付国債(5年)	2027/6/20	1.48
	日本	第158回利付国債(5年)	2028/3/20	1.37
先進国債券 (為替ヘッジあり)	アメリカ	US TREASURY N/B	2033/11/15	0.66
	アメリカ	US TREASURY N/B	2032/2/15	0.46
	アメリカ	US TREASURY N/B	2030/6/30	0.46
先進国債券	アメリカ	US TREASURY N/B	2025/3/31	0.52
	アメリカ	US TREASURY N/B	2033/11/15	0.49
	アメリカ	US TREASURY N/B	2033/8/15	0.47
新興国債券	アイルランド	ISHARES JPM EM LCL GOV BND	—	81.89
	アメリカ	VANECK J.P.MORGAN EM LOCAL	—	17.78
国内株式	日本	トヨタ自動車	—	5.25
	日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	—	2.35
	日本	ソニーグループ	—	2.31
先進国株式	アメリカ	MICROSOFT CORP	—	4.76
	アメリカ	APPLE INC	—	4.04
	アメリカ	NVIDIA CORP	—	3.58
新興国株式	台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	—	7.95
	韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	—	3.85
	ケイマン	TENCENT HOLDINGS LTD	—	3.45
国内リート	日本	日本ビルファンド投資法人	—	6.67
	日本	ジャパンリアルエステイト投資法人	—	5.28
	日本	野村不動産マスターファンド投資法人	—	4.64
先進国リート	アメリカ	PROLOGIS INC	—	8.77
	アメリカ	EQUINIX INC	—	5.65
	アメリカ	WELLTOWER INC	—	3.77

※比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにベンチマークはありません。
※2019年4月23日が設定日のため、2018年以前の実績はありません。2019年は4月23日から12月末までの騰落率です。2024年は3月末までの騰落率です。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金のお申込みについては、各営業日の午後3時*までに受け付けた分(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日のお申込み分として取扱います。 *2024年11月5日以降は原則として、午後3時30分までとする予定です。 販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2024年6月26日から2024年12月25日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
購入・換金申込受付不可日	以下の日は、購入・換金のお申込みを受付けません。 ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行およびロンドン証券取引所の休業日
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取消することがあります。
信託期間	2070年3月25日まで(2019年4月23日 自己設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。 ● 信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなったとき。 ● 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。 ● やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	年1回決算 3月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があるため、詳しくは販売会社にご確認ください。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.resona-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除・益金不算入の適用はありません。税法が改正された場合などには、変更となる場合があります。 確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	ありません。				
信託財産留保額	ありません。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して、以下の表に掲げる率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。				
	信託報酬＝日々の純資産総額×信託報酬率				
	計算期間	運用管理費用 (信託報酬)	配分(税抜)		
			委託会社	販売会社	受託会社
	2030年の決算日まで (第11計算期間まで)	年率0.440% (税抜0.400%)	年率0.185%	年率0.185%	年率0.030%
	2030年の決算日翌日～2040年の決算日 (第12計算期間～第21計算期間)	年率0.385% (税抜0.350%)	年率0.160%	年率0.160%	年率0.030%
	2040年の決算日翌日～2050年の決算日 (第22計算期間～第31計算期間)	年率0.330% (税抜0.300%)	年率0.135%	年率0.135%	年率0.030%
	2050年の決算日翌日～2060年の決算日 (第32計算期間～第41計算期間)	年率0.275% (税抜0.250%)	年率0.115%	年率0.115%	年率0.020%
	2060年の決算日翌日以降 (第42計算期間以降)	年率0.220% (税抜0.200%)	年率0.090%	年率0.090%	年率0.020%
	※運用管理費用の配分には、別途消費税等相当額がかかります。 ※決算日は毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日)です。				
支払先	主な役務				
委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価				
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価				
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価				
その他の費用・ 手数料	- 監査法人に支払うファンドの監査費用は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 - 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は、証券会社等に都度支払われます。 - 外貨建資産の保管等に要する費用は、海外の保管機関に都度支払われます。 - 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は都度支払われます。 上記、その他の費用・手数料にかかる消費税等相当額も含まれます。 これらその他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。				

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、収益分配金および換金時・償還時の個別元本超過額に対する所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は2024年3月末現在のものです。

総経費率(①+②)	①	②
	運用管理費用の比率	その他費用の比率
0.47%	0.43%	0.04%

※対象期間は2023年3月28日～2024年3月25日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口あたり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

<メモ>

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

<メモ>

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

<メモ>

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

